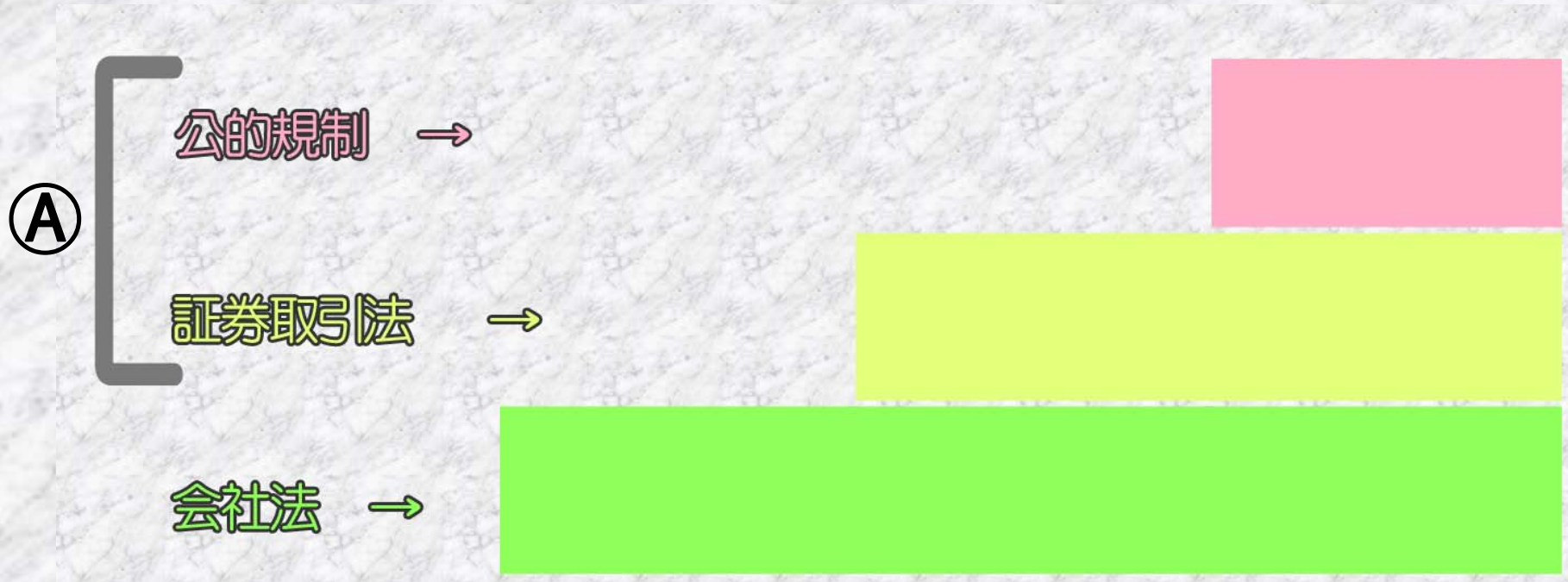


<会社法の旧来発想>

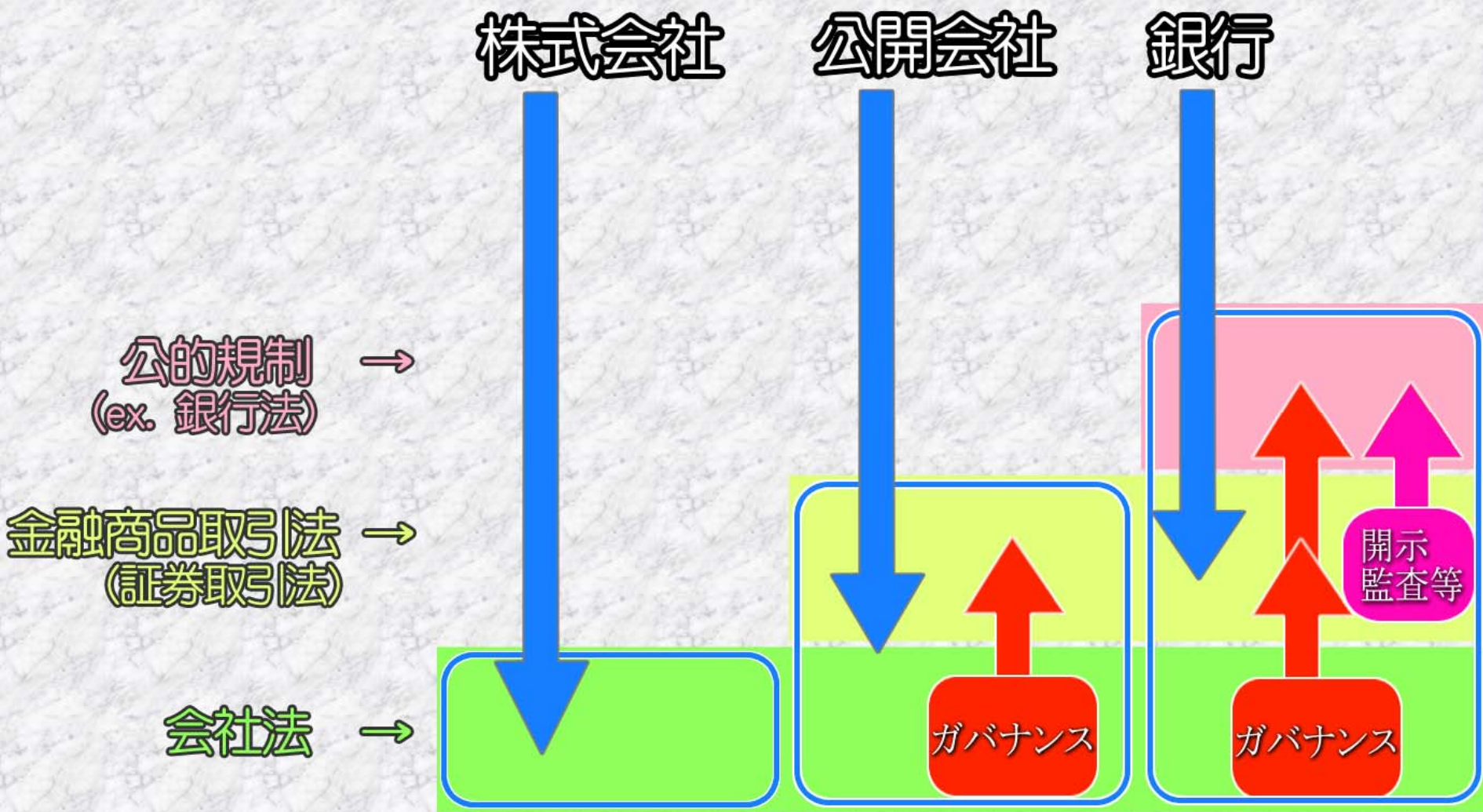


☆上に何があっても、横から見る
会社とは？ 株主とは？ 企業価値とは？

☆①とは切り離して論じられてきた会社法

<新しい会社法の見方>

縦から見る



公開会社法イメージ図

法目的

＜金融商品取引法＞

市場機能の確保・公正な価格形成・投資者保護

金融商品 ルール	ファンド・証券化	株券・社債等	その他金融商品
市場ルール	取引所、マーケットメイク、上場管理・・・		
業者ルール	勧誘規制、営業規制、財務規制、資産保管、資産運用、金融商品仕組み		
取引ルール	情報開示、会計監査、不公平取引規制・・・ 公開買付、発行市場		
金融商品 仕組み	集団投資 スキーム法制	株式会社法	デリバティブ等 仕組み

公正価格は最大の財産 ⇒

公開会社法

法目的

- ・ 企業ミッションの実現
- ・ 市場の要請を実施
- ・ 利害関係人間の調整

- ① 金融商品取引法の株式・社債用ルールは公開会社法ルール（2章）
- ② 金融商品取引法の株式・社債用ルールの実施は公開社会のガバナンス（3章）
- ③ 企業集団中心の金融商品取引法ルールを担うガバナンスの基本は
企業グループ単位（選択制）（4章）
- ④ 会社を取り巻くあらゆる利害関係人間の利害調整（会社法）

経済界にとってのメリット

- ・金融商品取引法と会社法の二重規制が整理され、原則として金融商品取引法に一本化される
- ・全社的內部統制ないしリスク管理に伴う責任の基礎が明らかになり、本格的な子会社管理体制を確立できる
- ・親会社の子会社債権者に対する責任が一定限度で肯定されることにより、本格的な連結配当が可能となる
- ・企業グループ法制が整備されることで、欧米との制度の責任面での対等性を主張できる
- ・完全子会社取締役等に対する完全親会社株主による牽制が機能することで、持株会社証券取引所等の制度的合理性を主張しやすくなる

日本版公開会社法モデルの意義

経験の不足は理論・学問で克服

—後発モデルは最善モデル

—100年間外国法を学んできた日本

—市民法・・・経験を積んだ非西欧国家日本

—欧米の見えざる規範意識も理論で吸収

欧米への理論発信とアジアへの文化貢献